

# 滋賀県ため池安全加速化支援事業補助金交付要綱

平成29年 4月1日付

滋農振第 119号

## (趣旨)

第1条 知事は、本県の農業用ため池を管理する者に対し、ため池の保全・管理体制の脆弱化が顕在化するなどの状況を踏まえ、予算の範囲内において農業用ため池の管理体制の整備に対する補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

農業用ため池：ため池台帳に記載されているため池

事業主体：市町、土地改良区および知事が適当と認める団体

## (補助対象施設)

第3条 補助対象施設は、次に掲げるとおりとする。

滋賀県水防計画で重要水防ため池として指定している農業用ため池のうち、近い将来改修見込みの無いため池。

## (補助対象となる経費および補助率等)

第4条 補助対象となる経費および補助率等は、別表1の定めるところによる。

## (事業の採択)

第5条 事業を実施しようとする事業主体は、採択申請書（別記様式第1号）を別に定める日までに知事に提出する。

2 知事は、採択申請書の内容を審査のうえ対象地区を決定し、事業主体へ採択通知書（別記様式第2号）により採択内容を通知する。

## (補助金交付申請の手続)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとする事業主体は、補助金交付申請書（別記様式第3号）を別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 事業主体は事業に係る補助金の額が変更となる場合、あるいは事業を中止しようとする場合は、速やかに事業変更承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し承認を得るものとする。

3 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査のうえ補助金の交付を決定、あるいは承認した場合は別記様式第4号または別記様式第6号により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定にする実績を報告しようとする事業主体は、補助事業等実績報告書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日以内、または補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定および請求)

第8条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合、規則第13条に規定により調査等を実施し、事業の成果が適合すると認めた場合、別記様式第8号により通知するものとする。

2 前項の通知を受けたとき事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の経由等)

第10条 事業主体は、規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類を所管の農業農村振興事務所長あて提出するものとする。

2 この要綱に定める書類の提出部数は、別表2に掲げるとおりとする。

(帳簿等の保存期間)

第11条 事業主体は、事務に関する帳簿および書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以降の補助金に適用する。

別表 1

| 補助の対象となる経費  | 補助率等                    |
|---|-------------------------|
| ソフト対策（1年目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用ため池の機能を良好な状態に保つために行う活動に要する経費</li> <li>・ 豪雨や地震の発生に備えて行う活動に要する経費</li> <li>・ 安全管理向上計画の策定に要する経費</li> </ul> | 定額<br>補助金<br>上限10万円     |
| ハード対策（1～2年目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全管理向上計画に基づく施設整備に要する経費</li> </ul>   | 定率：50%<br>補助金<br>上限50万円 |

別表 2

提出部数表

|         | 様式の名称    | 提出部数          |    |   | 摘要 |
|---------|----------|---------------|----|---|----|
|         |          | 農業農村<br>振興事務所 | 県庁 | 計 |    |
| 別記様式第1号 | 採択申請書    | 1             | 1  | 2 |    |
| 第3号     | 補助金交付申請書 | 1             |    | 1 |    |
| 第5号     | 変更承認申請書  | 1             |    | 1 |    |
| 第7号     | 実績報告書    | 1             |    | 1 |    |
| 第9号     | 補助金交付請求書 | 1             |    | 1 |    |

別記様式第1号

平成 年度ため池安全加速化支援事業  
( 地区) 採択申請書

番 号  
平成 年 月 日

滋賀県知事

様

事業主体所在地

事業主体名

代表者 職氏名

印

ため池安全加速化支援事業 ( 地区) を実施したいので、滋賀県ため池安全加速化支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記の資料を添えて申請します。

記

事業計画書

(            地区) 事業計画書 (事業実績書)

(1) 対象ため池

|     |  |
|-----|--|
| 名 称 |  |
| 所在地 |  |
| 管理者 |  |

(2) 事業計画 (事業実績)

ソフト対策

| 実施年度         | 平成〇〇年度  |
|--------------|---|
| 実施内容         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 〇〇池の機能を良好な状態に保つため、ため池や集水域の状態のチェックを行い日常管理体制を策定。</li><li>・ 豪雨が予想される場合や強い地震が発生した場合に備えて、緊急時の体制を整備するとともに、災害発生を想定した訓練を実施。</li><li>・ ため池を安全な状態に保つために必要な施設の整備計画 (安全管理向上計画) を策定。</li></ul> |
| 事業費<br>(補助金) | 〇〇〇, 〇〇〇円<br>(〇〇〇, 〇〇〇円)  |

注) ソフト対策の補助金は定額で上限10万円 (千円未満切捨て)

ハード対策

| 実施年度         | 平成〇〇年度～平成〇〇年度  |
|--------------|--|
| 実施内容         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 安全管理向上計画に基づき、ため池を安全な状態に保つために必要な施設の整備。</li></ul> <p>〇〇、〇〇、・・・</p> |
| 事業費<br>(補助金) | 〇〇〇, 〇〇〇円<br>(〇〇〇, 〇〇〇円)   |

注) ハード対策の補助金は補助率50%で上限50万円 (千円未満切捨て)

別記様式第2号

平成 年度ため池安全加速化支援事業  
( 地区) 採択通知書

番 号  
平成 年 月 日

事業主体名

代表者 職氏名 様

滋賀県知事

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったため池安全加速化支援事業の実施について下記により採択しましたので、滋賀県ため池安全加速化支援事業補助金交付要綱第5条第2項に基づき通知します。

記

〇〇地区

平成 年度ため池安全加速化支援事業  
補助金交付申請書

番 号  
平成 年 月 日

滋賀県知事 様

事業主体所在地  
事業主体名  
代表者 職氏名 印

平成 年度において、ため池安全加速化支援事業（ 地区）を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、滋賀県ため池安全加速化支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係資料を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

| 事業名     | 補助対象事業費 | 補助金の額 |
|---------|---------|-------|
| ソフト対策事業 | 円       | 円     |
| ハード対策事業 | 円       | 円     |
| 計       |         | 円     |

関係書類

1. 収支予算書
2. 役員名簿（法人または団体の場合）

## 1.収支予算書（収支精算書）

### 収入の部

#### ソフト事業

| 区 分   | 本年度予算額 | 備 考 |
|-------|--------|-----|
| 県補助金  | 円      |     |
| 市町費   | 円      |     |
| 地元負担金 | 円      |     |
| 計     | 円      |     |

#### ハード事業

| 区 分   | 本年度予算額 | 備 考 |
|-------|--------|-----|
| 県補助金  | 円      |     |
| 市町費   | 円      |     |
| 地元負担金 | 円      |     |
| 計     | 円      |     |

### 支出の部

#### ソフト事業

| 区 分 | 本年度予算額 | 備 考 |
|-----|--------|-----|
|     | 円      |     |
|     | 円      |     |
|     | 円      |     |
| 計   | 円      |     |

#### ハード事業

| 区 分 | 本年度予算額 | 備 考 |
|-----|--------|-----|
|     | 円      |     |
|     | 円      |     |
|     | 円      |     |
| 計   | 円      |     |

## 2.役員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |



様

滋賀県知事

平成 年度ため池安全加速化支援事業  
補助金の交付決定について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったため池安全加速化支援事業（ 地区）  
については、滋賀県ため池安全加速化支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により下記の  
とおり交付することとしたので通知します。

## 記

## 1. 補助金の額

| 事業名     | 補助対象事業費 | 補助金の額 |
|---------|---------|-------|
| ソフト対策事業 | 円       | 円     |
| ハード対策事業 | 円       | 円     |
| 計       |         | 円     |

## 2. 補助金交付の条件

- 補助事業者は、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)に従わなくてはなりません。
- 補助事業者は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入および支出についての証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければなりません。
- 補助事業者は、その補助事業により取得し、また効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効率的な運営を図らなければなりません。
- 前号の財産のうち1件あたりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省第15号、以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内(ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間内)において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。
- 補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、該当収入の全部または一部を県に納付させることがあります。

平成 年度ため池安全加速化支援事業  
変 更 承 認 申 請 書

番 号  
平成 年 月 日

滋賀県知事 様

事業主体所在地  
事業主体名  
代表者 職氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあったため池安全加速化支援事業（ 地区）の実施について、別紙理由書に記載した理由により、事業計画の概要を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、滋賀県ため池安全加速化支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、関係資料を添えて申請します。

記

| 事業名     | 補助対象事業費  | 補助金額     |
|---------|----------|----------|
| ソフト対策事業 | ( )<br>円 | ( )<br>円 |
| ハード対策事業 | ( )<br>円 | ( )<br>円 |
| 計       |          | ( )<br>円 |

関係書類

1. 変更収支予算書
2. 理由書

## 1.変更収支予算書

### 収入の部

#### ソフト事業

| 区 分   | 本年度予算額 | 備 考 |
|-------|--------|-----|
| 県補助金  | 円      |     |
| 市町費   | 円      |     |
| 地元負担金 | 円      |     |
| 計     | 円      |     |

#### ハード事業

| 区 分   | 本年度予算額 | 備 考 |
|-------|--------|-----|
| 県補助金  | 円      |     |
| 市町費   | 円      |     |
| 地元負担金 | 円      |     |
| 計     | 円      |     |

### 支出の部

#### ソフト事業

| 区 分 | 本年度予算額 | 備 考 |
|-----|--------|-----|
|     | 円      |     |
|     | 円      |     |
|     | 円      |     |
| 計   | 円      |     |

#### ハード事業

| 区 分 | 本年度予算額 | 備 考 |
|-----|--------|-----|
|     | 円      |     |
|     | 円      |     |
|     | 円      |     |
| 計   | 円      |     |

## 2.変更理由

様

滋賀県知事

平成 年度ため池安全加速化支援事業  
補助金の変更承認について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で通知した平成 年度ため池安全加速化支援事業（ 地区）については、平成 年 月 日付け 第 号の変更承認申請により、下記のとおり変更することとしたので、滋賀県ため池安全加速化支援事業補助金要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1.補助金の額

| 事業名     | 前回交付決定額 | 今回交付決定額 |
|---------|---------|---------|
| ソフト対策事業 | 円       | 円       |
| ハード対策事業 | 円       | 円       |
| 計       | 円       | 円       |

2.補助金交付の条件

前回交付決定に付した条件のとおりとします。

別記様式第7号

平成 年度ため池安全加速化支援事業  
実績報告書

番 号  
平成 年 月 日

滋賀県知事 様

事業主体所在地

事業主体名

代表者 職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあったため池安全加速化支援事業（ 地区）について、滋賀県ため池安全加速化支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1.事業実績書
- 2.収支精算書
- 3.財産管理台帳（ハード対策実施の場合）
- 4.完了写真（ハード対策実施の場合）

別記様式第8号

平成 年度ため池安全加速化支援事業  
補助金の額の確定について（通知）

金

円

交付決定額

（補助金確定額）

円

平成 年 月 日付け 第 号で提出のあった平成 年度ため池安全加速化支援事業  
（ 地区）実績報告書に基づき、平成 年 月 日付け 第 号の補助金の交付決定にか  
かる補助金の額を下記のとおり確定しましたので、滋賀県ため池安全加速化支援事業補助金交付  
要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1.補助金交付決定額 金 円

2.補助金確定額 金 円

別記様式第9号

平成 年度ため池安全加速化支援事業  
補助金交付請求書

金 円

補助金確定額 円

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の確定の通知があった平成 年度ため池安全加速化支援事業（ 地区）の補助金を上記のとおり交付されるよう、滋賀県ため池安全加速化支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により請求します。

平成 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

事業主体所在地

事業主体名

代表者名 印